

医道審議会歯科医師分科会	参考 資料 14
令和元年11月25日	
歯科医師国家試験制度改善検討部会	資料 3
令和元年8月30日	

歯科医師国家試験のこれまでの対応状況及び論点（案）

I 歯科医師国家試験について

（1）出題内容等

【前回報告書の概要】

- 出題基準については、将来を見据え、社会情勢の変化に合わせて、次の項目の充実を図る。
 - ・高齢化等による疾病構造の変化に伴う歯科診療の変化に関する内容
 - ・地域包括ケアシステムの推進や多職種連携等に関する内容
 - ・口腔機能の維持向上や摂食機能障害への歯科診療に関する内容
 - ・医療安全やショック時の対応、職業倫理等に関する内容
- 出題基準の見直しの際は、教育や診療状況を踏まえ、盛り込む時期やブループリントの区分け、出題比率、項目の位置づけ等を決定し、厚生労働科学研究の結果や歯学教育モデル・コア・カリキュラム、歯科医師臨床研修の到達目標との整合性を図る。
- 診療参加型臨床実習で得た能力をより適切に評価できる出題を推進し、タクソノミーの高い出題を今後も継続すべき。
- 必要な出題を行うため、歯科医師試験委員会については、多様な意見が取り入れられるよう構成や運営方法を改善すべき。

【対応状況】

- 歯科医師国家試験制度改善検討部会の提言を踏まえ、第111回歯科医師国家試験（平成30年2月）から新しい出題基準を適用するとともに、歯科医師試験委員会の構成や運営方法を見直した。

【論点（案）】

- 歯科保健医療に求められる需要等の社会状況の変化等を踏まえ、国民のニーズに応え得る歯科医師を確保するためには、どのような方針で歯科医師国家試験の出題基準を見直すべきか。（出題基準の構成、盛り込む項目、各項目の出題割合等）
- 歯科医師国家試験において限られた出題数の中で有意義な出題内容とするため、共用試験（CBT・OSCE）と連携し、歯学教育モデル・コア・カリキュラムや卒後臨床研修到達目標と整合性を図りつつ国家試験で出題する内容を検討してはどうか。

(2) 出題方法等

【前回報告書の概要】

- 出題総数については、解答時間や統計的な信頼性等を踏まえ、365 題から 360 題に変更する。(一般問題（臨床実地問題）を 105 題から 100 題とし、必修問題を 70 題から 80 題とした。)
- 出題形式については、A タイプ、X2 タイプ、XX タイプ、LA タイプ、計算問題に加え、論理的な思考力をより適切に評価するため、X3 タイプ、X4 タイプ、順序問題を採用する。新形式の使用にあたっては、問題の質や必要性を十分に考慮し、XX タイプについては、従来通り、正答及び誤答を正しく把握しなければいけない問題等に使用すべき。

【対応状況】

- 歯科医師国家試験制度改善検討部会の提言を踏まえ、第 111 回歯科医師国家試験（平成 30 年 2 月）から新しい出題形式が採用されており、新形式の使用に際しては、歯科医師試験委員会において、歯科医師国家試験制度改善検討部会の提言を踏まえ、慎重な審議が行われている。

【論点（案）】

- より適切に歯科医師国家試験の受験者の知識及び技能の評価を行うため、出題数、出題形式等について検討してはどうか。
- 必修問題が、歯科医師として必ず具有すべき基本的な最低限度の知識及び技能を有する者を識別する目的で出題されることを踏まえ、現行の出題数や出題方法をどう考えるか、より適切に出題を行うためにはどのような対応が考えられるか。
- 受験者の能力をより適切に判定し、歯科医師免許取得後の歯科医師臨床研修を適切に実施するための臨床実地問題のあり方について、どのように考えるか。

(3) 合格基準

【前回報告書の概要】

- 必修問題は、引き続き絶対基準での評価を継続する。必修問題としての目的を踏まえた出題となるよう歯科医師試験委員会で十分に精査を行った上で出題を行い、国家試験終了後の歯科医師国家試験 K・V 部会においても特に慎重に評価する。
- 臨床実地問題は、一般問題に比べ臨床における問題解決能力をより必要とすることから、引き続き配点に重みを置く。

- 相対基準については、受験者の質の変動に左右されず、歯科医師として具有すべき知識及び技能を有している者を適切に評価するため、現在の方法を引き続き採用する。
- 禁忌肢を含む問題は出題しないこととし、これまで禁忌肢を含む問題で出題されてきた内容は安心・安全な歯科医療を提供する上で必要な知識であることから、今後も内容を充実させた上で、引き続き出題を行う。
- 必要最低点については、他の合格基準で歯科医師として必要な知識及び技能は確保されており、複雑な合格基準を見直す観点からも運用しないこととする。

【対応状況】

- 歯科医師国家試験制度改善検討部会の提言を踏まえ、第111回歯科医師国家試験（平成30年2月）から新しい合格基準が適用されている。（必要最低点については110回試験から運用しないこととした。）

【論点（案）】

- より適切に歯科医師国家試験の受験者の評価を行うための合格基準（必修問題、一般問題及び臨床実地問題の出題区分に応じた領域別基準点、禁忌肢選択数及び必要最低点）についてどのように考えるか。
- 必修問題における近年の国家試験終了後の取り扱い状況等を踏まえ、より適切に評価を行うためにはどのような対応が考えられるか。

（3）公募問題

【前回報告書の概要】

- 良質で画一化されない試験問題を一定数プールする目的で開始された問題の公募であるが、実際に出題する際、歯科医師試験委員会で推敲に要する負担も大きいことから、今後は視覚素材を中心とした公募に見直しをすべき。
- 視覚素材の公募に際しては、試験問題に適する良質な視覚素材を多数確保する観点から公募する際の注意点をある程度明確にする必要がある。

【対応状況】

- 歯科医師国家試験制度改善検討部会の提言を踏まえ、公募問題については、視覚素材を含んだ試験問題または視覚素材のみ（試験問題なし）とした。
- 公募する際の注意点を「公募問題作成・登録マニュアル」に記載し、全歯科大学・歯学部に送付している。

【論点（案）】

- 歯科医師国家試験に良質な問題を出題するための公募問題の活用方法についてどのように考えるか。

【参考】

平成17年度の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づく異議申し立てに対する、内閣府情報公開・個人情報保護審査会の答申においては、「プール制を導入することにより本件試験問題を公にできないという必然性があるとは言えない」とされ、現行の歯科医師国家試験の問題及び正解肢は公開することとしている。

II 多数回受験者への対応について

【前回報告書の概要】

- 一定数の多数回受験者がいることを踏まえ、緊急性を要する課題として、受験回数制限等の検討を行ったが、導入する際には検討すべき事項があることから、引き続き検討を行い、次回の議論の際には一定の結論を出せるようにする。
- 合格発表の際の公表内容を多数回受験者への検討に資する内容として、厚生労働省のホームページに掲載するなど、関係者が容易にアクセスできる環境を整える必要がある。

【対応状況】

- 合格発表時、受験回数別合格率等の情報を厚生労働省のホームページに掲載している。

【論点（案）】

- 歯科医師国家試験における多数回受験者の合格率等を踏まえ、今後、どのような対応を考えられるか。

III 共用試験、診療参加型臨床実習及び臨床実習終了時の態度・技能評価について

（1）共用試験 CBT、診療参加型臨床実習について

【前回報告書の概要】

- 診療参加型臨床実習を行う上で、患者にとって客観的に安心・安全を確保することが求められることから、共用試験 CBT の統一基準について議論が進められるべき。
- 共用試験 CBT は歯科医師国家試験と密接に関連することから、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構と国は、情報の管理は徹底しつつ、実施や評価にかかる事項等について定期的な情報交換を行うべき。

(2) 臨床実習終了時の態度・技能評価について

【前回報告書の概要】

- 臨床実習開始前の OSCE の実施については、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構において、全歯科大学・歯学部における統一的な技能試験を含む臨床実習終了時の態度・技能評価を導入する準備が進められている。安心・安全な歯科医療の提供に向けて、必要な内容の議論をしっかりと行い、実施時期を定めて、全歯科大学・歯学部での臨床実習終了時の態度・技能評価の導入を進めていくことが重要である。

【対応状況】

- 歯科医師国家試験と関係する事案や連携が必要な内容については、適宜、文部科学省、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構と情報交換を行っている。

IV 受験資格認定について

【前回報告書の概要】

- 日本の歯科大学・歯学部の学生は共用試験を受験し、一定の基準を満たした上で診療参加型臨床実習を行っていることから、認定基準として共用試験 CBT の活用も検討すべき。
- 筆記試験と実地試験で構成される歯科医師国家試験予備試験については、実地試験を主体とする試験とする等、その内容を充実させる必要がある。

【対応状況】

- 歯科医師国家試験制度改善検討部会の提言を踏まえ、歯科医師国家試験予備試験における実地試験の出題内容を決定している。

【論点（案）】

- 歯学教育モデル・コア・カリキュラムの策定、臨床実習開始前の共用試験の実施、臨床実習の充実等により進展した我が国の卒前教育を踏まえ、現行の認定制度をどう考えるか。

【参考】

- 我が国の卒前教育の現状に鑑み、平成 27 年 4 月に、医師国家試験受験資格認定における日本語診療能力調査の合格基準を変更している。

V その他

- コンピュータを試験に活用することにより、より臨床現場に即した出題が可能となるという指摘がある一方、特性を生かした出題手法の開発や試験実施のトラブル回避の方法、諸経費等についての検討が必要となるため、公益社団法人医療系大学間共用試験実施評価

機構にも協力を得ながら必要な課題等の整理を行うべき。

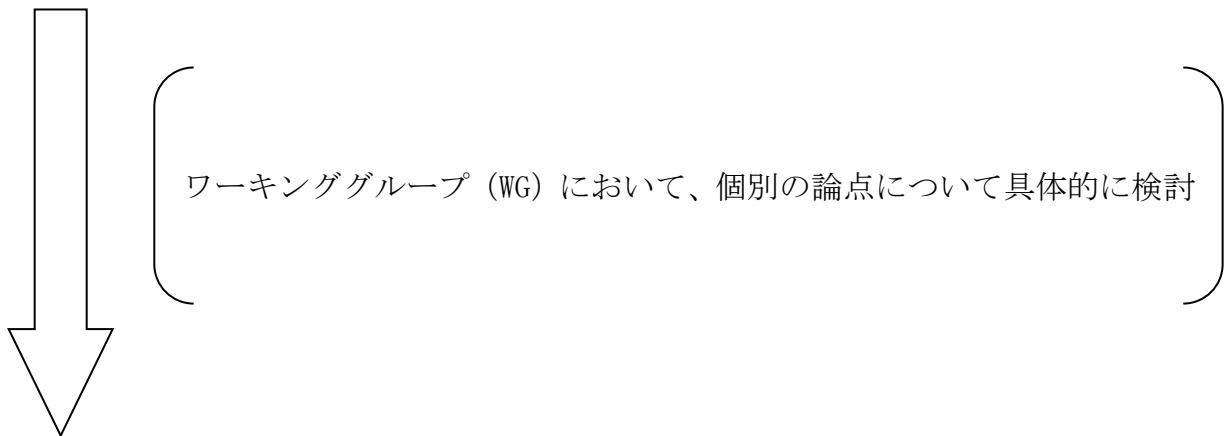
【参考】

令和元年9月から医道審議会歯科医師分科会において共用試験（CBT・OSCE）の取り扱い等についての検討を始める予定。

今後のスケジュール

第1回（令和元年8月）

- 検討の方向性（論点（案））について



第2回（令和2年春目途）

- WGでの検討結果を踏まえ、歯科医師国家試験の見直し方針等に関する報告書のとりまとめ

※ 同報告書の提言を踏まえ、歯科医師国家試験出題基準改定部会において歯科医師国家試験出題基準の改定を行う。